

法定検査

「浄化槽」は我が家のちいさな下水処理場
水洗トイレや台所などの排水をきれいに
します。

浄化槽にも
定期健康診断が必要です

埼玉県マスコット
「コバトン」



これが
「浄化槽」

下水道でない
お家に埋まって
いるはず！

※下水道かご不明の場合
はお住いの市町村にお
尋ねください。

浄化槽も定期健康診断で長生き！

浄化槽には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）と合わせて、**年1回の法定検査**が必要です。長く浄化槽をお使いいただくためにもぜひ、受検をお願いします。

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

法定検査の
お申込みは

埼玉県知事指定検査機関

一般社団法人

埼玉県浄化槽協会

☎048-501-5707



埼玉県・市町村・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会

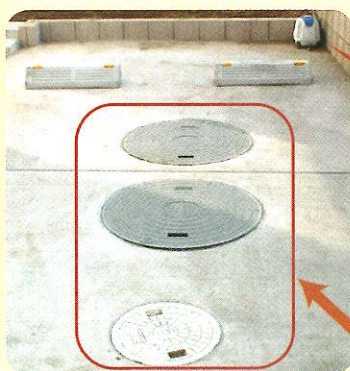
法定検査 Q&A

Q

水洗トイレですが、浄化槽なのか下水道なのか分かりません。

A

浄化槽のある庭先や駐車場などには2、3個のマンホールと送風機があります。



▲送風機

マンホール

Q

法定検査を受けないとどうなりますか。

A

故障により多額の費用がかかったり、悪臭の発生などで近所に迷惑をかけることがあります。また、知らないうちに川を汚してしまいます。

Q

検査にはいくらかかりますか。

A

一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。

※消費税はかかりません。

※金額は人槽により異なります。詳しくは(一社)埼玉県浄化槽協会(☎048-501-5707)までお問い合わせください。

Q

保守点検業者が定期的に点検に来ます。法定検査は必要ないのではないですか。

A

「保守点検」は、機械の調整・修理、消毒薬の補充といったメンテナンスです。

「法定検査」は、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。内容と目的が違いますので、どちらも必要です。

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

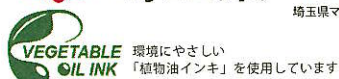
浄化槽に関するお問合せ

各市町村浄化槽担当課

埼玉県

- ☐ 北部環境管理事務所 ☎048-523-2800
- ☐ 東部環境管理事務所 ☎0480-34-4011
- ☐ 秩父環境管理事務所 ☎0494-23-1511
- ☐ 越谷環境管理事務所 ☎048-966-2311

環境部水環境課 ☎ 048-830-3083
FAX 048-830-4773



※このチラシは下水道に接続しているお宅にも配布される場合がありますが、ご容赦ください。 [R7.9]

浄化槽を正しく使って 我が家から川をきれいに



埼玉県マスコット
「コバトン」

家庭から出た
汚れを浄化槽の
微生物が食べて
きれいにして
いるね！

たまった汚泥

消毒薬

年1回以上

清掃

たまった汚泥※や
固形物の引抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった
微生物など

浄化槽使用者の

3つの義務

毎年1回

法定検査

浄化槽機能の
総合診断

年3～4回※

保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

※浄化槽の処理方式・人槽により
決まっています

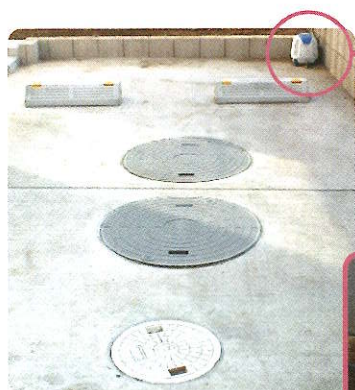
**法定検査を受けなくてよいという業者は
悪質な業者です。気を付けましょう。**

浄化槽維持管理 Q & A



Q 水洗トイレを使用しています。下水道に接続されているのではないのですか。

A 水洗トイレ=下水道ではありません。浄化槽の場合は庭先などに2、3個のマンホールと送風機があります。



▲マンホール



▲送風機

Q 年1回以上必ず清掃する必要はありますか。

A 浄化槽にたまった汚泥は、長期間放置すると底部に固まったり、浄化槽の内部を破損させたりして、悪臭や害虫が発生し、周囲が不衛生な環境になります。また、取り除くのに多額の費用を要することがあります。

Q 法定検査は何のために行うのですか。

A 法定検査とは、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。



Q ○○会社をお願いしているのは法定検査ではないのですか。

A 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を委託(依頼)している事業者とは異なります。お住まいの地域では(一社)埼玉県浄化槽協会が指定されています。

なお、保守点検業者が検査のお申込みや採水を代行する制度もあります。詳細は(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

Q 法定検査の料金はいくらかかりますか。

A 一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。

※消費税はかかりません。

※11人槽以上の場合は料金が異なります。(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

浄化槽についてのお問合せ、お申込み先

💧 **清掃業者** 市町村ホームページまたは市町村の浄化槽担当課におたずねください。

💧 **保守点検業者** 県水環境課ホームページまたは環境管理事務所におたずねください。

💧 **法定検査のお申込み先**
(一社)埼玉県浄化槽協会
☎048-501-5707



各市町村浄化槽担当課

埼玉県

☐ 北部環境管理事務所	☎ 048-523-2800
☐ 東部環境管理事務所	☎ 0480-34-4011
☐ 秩父環境管理事務所	☎ 0494-23-1511
☐ 越谷環境管理事務所	☎ 048-966-2311

環境部水環境課 ☎ 048-830-3083
FAX 048-830-4773



環境にやさしい「植物油インキ」を使用しています